

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「心豊かで 助け合う たくましい子」の育成のために「北恩加島小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。人権感覚を高めて未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① 「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと教職員の意識の向上を図り、全ての教育活動において、いじめを絶対に許さない雰囲気づくりに努める。
- ② いじめを生みやすい雰囲気をなくすため、授業改善と生活指導の充実（学習規律の確立）に努める。
- ③ 個々の児童を大事にし、自己肯定感・自己有用感を高める取り組みを推進する。
- ④ 「いじめ防止対策委員会」を中心に、保護者、地域、関係諸機関と連携を図る。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童の人権感覚を磨き、児童の尊厳が守られ、児童をいじめにむかわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

（1） いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 児童に向けてどんな行為がいじめにあたるか常日頃から考えることができるよう声かけを行い、大人である全教職員が一致して「いじめは絶対に許されない」という強い意思をもち、それが十分伝わるような言動を心がける。
- ② 全教職員が児童の言動の荒れに対して敏感になり、荒れた言動が相手や周りの人にどのような影響を与えるかをていねいに根気強く指導を重ねる。また、なぜそのような言動が生まれるか背景をつかむ。
- ③ 児童の持ち物や学校備品にいじめの兆候となるような変化がないか常時気を配る。また、ネットの書き込みなどによる嫌がらせについても早急に対応できるようにする。

- ④道徳教育において、いじめ問題を取り扱い、いじめを許さない大阪市の方針のほか、いじめを受けたときの対応など、実践的で有益な知識を児童全員に周知徹底する。
- ⑤道徳教育をはじめ、全ての教育活動において児童の「いじめを許さない」態度を育てる。また、必要に応じて「いじめ」に関する取り組み（ロールプレイングや読み物教材、ケータイ安全教室等の情報モラル教育等）を行い、しっかり児童に考えさせて人権感覚を磨く。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①前述の「わかる授業」を推進するとともに、一人一人の児童のがんばりを認め、肯定していく声かけを積み重ねる。評価すべきタイミングを見逃さずに児童の意欲を高める。また、学級担任以外の教職員も積極的に自己有用感を高めることができる前向きな言葉をどの児童にもかけるよう心がける。
- ②学級内での特別活動（係活動や当番活動等）や班活動の中で、協力し合うことで思いやりと感謝の心をもつ大切さを学ぶ機会を設け、他者のために働く経験から自己有用感を育てる。
- ③児童会活動やたてわり班活動、委員会活動、クラブ活動等において、学級外でのつながりをもつ機会を多く設定し、風通しのよい人間関係を広くもてるようにする。また、高学年のリーダーシップを育て、がんばることで自分が必要とされる実感をもてるようにする。
- ④キャリア教育において、出前授業で学校外の専門家や地域の方々と触れ合う機会を多く設定し、将来の自分の姿や夢を考えることで、これからの学校生活を前向きにとらえることができるようにする。

(3) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ①「わかる授業」づくりの推進
 - ・学校生活のほとんどの時間を占める授業において、児童が劣等感や過度なストレスをもたないようにするために、一人一人の児童が課題に向けて一生懸命取り組み、努力した成果を感じ、自信をもつことができるような授業づくりを推進する。
 - ・児童の興味・関心をつかみ、実態に合った課題を設定することで、できるだけ多くの児童が意欲をもって学習に取り組むことができるよう工夫する。また、習熟度少人数授業を推進し、一人一人の実態や課題にきめ細かく応じた指導体制を工夫する。
- ②学習規律の確立と配慮児童への対応（よりよい学習集団の形成）
 - ・落ち着いて学習に取り組むことを目指して、学習規律の確立を進める。
 - ・配慮を要する児童について、全教職員での共通理解を図り、T T等の指導体制を工夫する。
- ③授業改善のための指導力向上
 - ・指導力向上を目指して、全教員が年1回の研究授業を行う。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①全教職員を挙げてアンテナを張り、一人一人の児童の言動や友だちとの関わり合いの些細な変化を見逃さないようにし、気になる児童に声をかける。また、児童の訴えに予断と偏見をもたずに耳を傾け、日記帳や作文等からのサインも見逃さないようにする。
- ②教職員間での情報交換を積極的に行い、多くの大人の目で見守ることができるようにする。また、児童が担任以外の教職員（例えば養護教諭やこれまでの担任等）にも気軽に相談できる体制をつくる。さらにスクールカウンセラーやいじめ相談窓口について周知する。
- ③児童アンケートの結果を元に、教育相談を早急に行い、実態把握に努める。
- ④保護者や地域からの声に耳を傾け、実態把握に生かす。
- ⑤「いじめられることは、はずかしいことではない」ということを日ごろから呼びかけ、がまんせずに周りに相談する大切さを訴える。また、いじめはどの学級にも起こり得る認識を全教職員で共通理解し、速やかに課題を共有できるようにする。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①いじめを発見した際、特定の教職員で抱えることなく、学年主任、生活指導部長、管理職に報告し、いじめ防止対策委員会で協議する。
- ②関係教職員で連携して、被害児童とその保護者から誠意をもって聞き取りをし、周りの関係児童からも迅速に聞き取り調査を行い、事実把握に努める。
- ③加害児童への指導、被害児童の支援の方針を打ち出し関係者全員で取り組む。また、校内での解決に固執することなく教育委員会をはじめ、関係諸機関との適切な連携を図る。

6. いじめ問題に取り組むための体制

(1) 学校内の組織

- ①「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ②校長を委員会の長とし、教頭、生活指導部長、人権教育主担、教務主任、学年主任、関係教職員で構成する。必要に応じて、学校カウンセラー等、外部専門家を活用して

協議する。

③委員会の役割は下記の通りとする。

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

④研修等年間計画

〔アンケート・研修会〕

各種アンケートを実施し、問題の早期発見に努めている。また、教育センター等の研修に参加し、伝達講習等を行うことを通して、教職員の問題事案等への対応能力の向上を図っている。

- | | |
|-----------------|----------------|
| ・児童対象いじめアンケート調査 | 年3回（6月・11月・2月） |
| ・保護者対象学校アンケート調査 | 年2回（9月・2月） |
| ・体罰・暴言アンケート調査 | 年3回（6月・11月・2月） |
| ・人権教育研修会 | 年3回 |

〔生活指導部〕

毎月、生活指導部会・特別支援教部会を開き、児童理解を推進するとともに、いじめを含めた問題の早期発見に努めている。

- | | |
|------------|-----|
| ・生活指導部会 | 月1回 |
| ・生活指導情報交換会 | 月1回 |

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載し、学校での取り組みやアンケートの結果等も学校だよりを用いて情報発信する。
- ②PTA、学校協議会等がいじめの問題について協議する機会を設け、また必要に応じて区役所保健福祉センター、こども相談センター、民生委員、児童委員等の学校外の諸機関と連携した対策を講じる。

(3) 取り組み内容の検証

①PDCAサイクルを活用した検証

- ・日常的な児童の様子（交友関係、欠席状況等）をしっかりと把握し、学校の取り組みが有効であるかどうか検証する。継続的に成果を上げているか検証を続け、必要に応じて委員会において改善策について協議する。

②学校協議会の活用

- ・いじめアンケートの結果や取り組んだ成果について学校協議会の中で報告し、改善策について協議してさらなる計画に反映させる。

7. 重大事案への対処

- ①ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、重大事案として迅速に対処する。
- ②速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ③「いじめ防止対策委員会」を中心に、被害児童・保護者、また関係児童からの聞き取り調査を行い、事実把握に努める。
- ④調査結果、または途中の事実報告を行い、誠意をもって適切な情報提供に努める。
- ⑤調査結果を教育委員会に報告し、連携して対応策を講じる。